

# 中小企業施策利用ガイド ①

経営改善・資金繰り支援対策、震災対策など中小事業者が利用できる国の施策・各支援制度の概要を順次紹介する。

## 『複数社が連携して行う高度な取組のための設備投資等を支援してほしい』

### ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金

「コネクテッド・インダストリーズ」の取り組みを日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者等に広く普及させるため、また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資や、幹事企業が主導し中小企業・小規模事業者等を束ねて、面的に生産性向上を推進する取り組み等を支援する。

●支援対象  
以下の要件を満たす事業計画(3-5年)を策定し、資金引き上げ計画を従業員に表明している中小企業・小規模事業者等であること。

- ①付加価値額の年率平均3%以上向上
- ②給与支給総額の年率平均1.5%以上向上
- ③事業場内最低賃金を地域別最低賃金プラス30円以上向上

●支援内容  
複数の中小企業・小規模事業者等が連携して行う新たな付加価値の創造や生産性の向上を図る取り組みに必要な設備投資等を支援。

●補助金上限額  
企業間連携型(連携体は2-5者まで、最大2年間支援)：事業者ごとに2000万円  
サプライチェーン効率化型(連携体は2-10者まで)：事業者ごとに1000万円

●補助率  
企業間連携型、サプライチェーン効率化型：中小企業者2分の1、小規模事業者等3分の2

### ●利用方法

- (1)公募期間中に補助金申請システム・Jグランツによる申請書提出
- (2)外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3)補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後、成果を報告
- (4)事務局による検査後、補助金を受給
- (5)事業終了後5年間の成果を毎年報告

### 問い合わせ先 経済産業省地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課

電話：03-3501-0645

## 『試作品・新サービス開発のための設備投資等を支援してほしい』

### ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

人口減少の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等、複数年にわたり相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等、および一定数以上の中小企業・小規模事

業者等の新規ビジネスモデルの構築を支援するプログラム経費の一部を支援する。

●支援対象  
以下の要件を満たす事業計画(3-5年)を策定し実施する中小企業・小規模事業者等であること。

- ①付加価値額の年率3%以上向上
- ②給与支給総額の年率1.5%以上向上
- ③事業場内最低賃金を地域別最低賃金30円以上向上

●支援内容  
中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

注記：新型コロナウイルスの影響を乗り越えるための前向きな投資を支援する「新特別枠」の別途措置がある。

●補助金上限額  
一般型：1000万円  
グローバル展開型：3000万円  
ビジネスモデル構築型：1億円

●補助率  
一般型、グローバル展開型：中小企業2分の1、小規模事業者等3分の2  
ビジネスモデル構築型：大企業2分の1、大企業以外3分の2

### ●利用方法

- (1)公募期間中に補助金申請システム・Jグランツによる申請書提出
- (2)外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3)補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後に成果を報告
- (4)事務局による検査後、補助金を受給
- (5)事業終了後5年間の成果を毎年報告

### 問い合わせ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター

(ものづくり・商業・サービス補助金事務局内) 電話：050-8880-4053

## 『ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい』

### 戦略的基盤技術高度化支援事業(サイイン)

中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発から試作品開発、販路開拓への取り組みを一貫して支援する。

●支援対象  
大学、公設試験研究機関、最終製品を生産する川下製造業者、自社以外の中小企業・小規模事業者など、2者以上で共同体を組んでいること

●用途・対象物  
人件費・謝金、旅費、機械装置等の設備備品費、消耗品費、委託費など研究開発に必要な経費

●支援内容  
中小企業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発および販路開拓への取り組みを一貫して支援する。

●補助金額 単年度4500万円  
※3年間の合計で9750万円以内  
●補助率 原則3分の2以内  
●事業期間 2-3年

### ●利用方法

(1)公募期間中に府省共通研究開発管理システム・e-Radによる申請書提出

(2)外部有識者で構成される採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定

(3)経済産業局から補助金の交付決定通知後、研究開発等を実施、終了し、成果を報告後、補助金を交付

◆参照情報 中小企業等経営強化法(経営革新・新連携・SBIR部分) サポインマッチ・ナビ

問い合わせ先 中小企業庁技術・経営革新課(イノベーション課) 電話：03-3501-1816

各経済産業局産業技術課 ※関東経済産業局は製造産業課、中国経済産業局は産業技術連携課、沖縄総合事務局は地域経済課

## 『研究開発成果を事業化するための支援策を知りたい』

### SBIR制度に基づく支援

国などの指定する特定の研究開発補助金等を受けた中小企業者および事業を営んでいない個人は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の減免や日本政策金融公庫の特別貸付制度などの支援を受けることができる。

●支援対象  
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき指定された特定の研究開発補助金や委託費(指定補助金等及び特定新技術補助金等(以降、SBIR補助金)の交付を受けた中小企業者および事業を営んでいない個人(大学等の研究者等)

●支援内容  
(1)特許料等の減免【指定補助金等のみ】  
(2)信用保証の特例【指定補助金等のみ】  
(3)日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(新企業育成貸付制度)(基準利率-0.4%、指定補助金等を活用した事業を行う場合は基準利率-0.65%)  
(4)中小企業投資育成株式会社の特例【指定補助金等のみ】  
(5)中小企業者の人材確保(「JREC-IN Portal」への掲載)  
(6)中小企業者の技術力をPRする場の提供(SBIR特設サイト掲載、「J-Good Tech(ジグテック)」への登録、「新価値創造展」出展における審査の優遇措置)

### ●利用方法

- SBIR補助金の交付を受けた中小企業者等が対象となる。そのため、以前にSBIR補助金を受けたことがない中小企業者等が事業化支援策を受けるためには、まずSBIR補助金の交付を受ける必要がある。
- SBIR補助金の中で、自身の研究開発と照らし合わせ、適当なものがあれば、応募を行い、その応募が採択されたら、その補助金等での研究開発成果を活用した事業が、事業化支援の対象となる。なお、SBIR補助金には、各々の応募要件・審査がある。
- 問い合わせ先 SBIR制度全般 中小企業庁技術・経営革新課(イノベーション課) 電話：03-3501-1816

## 『研究開発を行う場合の減税措置について知りたい』

中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)の研究開発を行った場合、その試験研究費の一定割合の金額について法人税・所得税の税額控除を受けることができる。特に中小企

業者等については、控除率・控除上限で優遇される。

●支援対象  
青色申告書を提出する中小企業者等(以下①-③)

①資本金または出資金の額が1億円以下の法人

②資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員が1000人以下の法人

③常時使用する従業員が1000人以下の個人事業主など

ただし、資本金または出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制における中小企業者とはならない。

①大規模法人(資本金または出資金の額が1億円超の法人、大企業(※1)の100%子法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人

②二つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える法人(※1)資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が1000人超のもの)または受託法人

●支援内容  
■A：中小企業技術基盤強化税制または一般型試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもので、中小企業者等については、中小企業技術基盤強化税制として、控除率・控除上限が優遇される。

◆控除率(試験研究費の何%を税額控除できるか)試験研究費の増減率(以下「増減試験研究費割合」という。)に応じて、中小企業技術基盤強化税制については12-17%、大企業が適用する一般型については2-14%(※2)(※3)

◆控除上限(法人税額の何%まで控除できるか)25-40%、ベンチャー企業の場合は40-50%(※4)(※5)(※6)

(※2)試験研究費の売上高に占める割合(以下「試験研究費割合」という)が10%超の場合には、控除率の上限(中小企業者等17%、大企業14%)の範囲において上乗せ。(2年間の時限措置)

(※3)中小企業技術基盤強化税制の控除率12%超の部分と、一般型の控除率10%超の部分は、2年間の時限措置。

(※4)基準年度売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の控除税額上限に当期の法人税額の5%を上乗せする

(※5)①試験研究費割合が10%超の場合には、控除上限を最大10%上乗せ。また、②中小企業者等で増減試験研究費割合が9.4%超の場合には、控除上限を10%上乗せ。(①と②は選択制、2年間の時限措置)

(※6)設立10年以内で欠損金の翌期繰越額があること

■B：特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用または中小企業者に支払う知的財産権の使用料(特別試験研究費)がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できる。

◆控除率  
相手方が大学等・特別研究機関等の場合：30%

相手方が研究開発型ベンチャーの場合(※

5)(※6)：25%  
相手方がその他(民間企業等)の場合(※6)：20%

◆控除上限10%  
(※5)産業競争力強化法による認定を受けているベンチャーファンドまたは認定国立大学ファンドや特別研究開発法人から出資を受けているベンチャー企業で、一定の要件を満たすもの。

(※6)研究開発型ベンチャーおよび大企業等への委託研究は、基礎・応用研究または知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く。

●対象となる費用  
各事業年度の損金の額に算入される「製品の製造」もしくは「技術の改良、考案もしくは発明」に係る試験研究のために要する費用または「対価を得て提供する新たな役務の開発」に係る試験研究に要する費用。

具体的には、原材料費・人件費・経費、他の者に委託して試験研究を行う者が受託者に対して支払う委託試験研究費および技術研究組合の組合員が負担する賦課金。

なお、試験研究費に充てるために他の者から支払を受けた金額(受託研究の対価・補助金等)がある場合には、その金額は試験研究費の額から除外する。

また、試験研究費のうち、人件費については、上記のとおり「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされている。「専ら」要件(※)

(※)「専ら」要件に該当する者は、試験研究を専ら業務とする者(試験研究部門に属している者や研究者としての肩書を有する者等)および研究プロジェクトの全期間中従事する者のほか、次の各項目全てを満たす者。

(1)試験研究のために組織されたプロジェクトチームに参加する者が、研究プロジェクトの全期間にわたり研究プロジェクトの業務に従事するわけではないが、研究プロジェクト計画における設計、試作開発、評価、分析、データ収集等の業務(フェーズ)のうち、その者が専門的知識をもって担当する業務(以下「担当業務」という。)に、当該担当業務が行われる期間、専ら従事する場合であること

(2)担当業務が試験研究のプロセスの中で欠かせないものであり、かつ、当該者の専門的知識が当該担当業務に不可欠であること

(3)その従事する実態が、おおむね研究プロジェクト計画に沿って行われるものであり、従事期間がトータルとして相当期間(おおむね1カ月(実働20日程度)以上)あること。この際、連続した期間に従事する場合のみでなく、担当業務の特殊性等から、当該者の担当業務が期間内に間隔を置きながら行われる場合についても、当該担当業務が行われる時期において当該者が専ら従事しているときは、該当するものとし、それらの期間をトータルするものとする

(4)当該者の担当業務への従事状況が明確に区分され、当該担当業務に係る人件費が適正に計算されていること

●利用方法  
確定申告書に必要事項を記載し、法人税額の特別控除に関する明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告する。なお、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は一定期間保存する必要がある。

問い合わせ先 制度に係る一般的な相談は、国税局の税務相談室または主要な税務署に設置している税務相談室で対応している。

# 新規読者募集中!! 毎月無料でお届け 月刊BtoB製品情報誌



- 毎月、産業用途の新製品約200点を掲載。
- 日刊工業新聞社が集めた新製品ニュースをすべて網羅。
- 業種別で検索しやすいカラー紙面。
- 約10分で自社に必要な製品情報をチェック。
- ウェブ、ハガキ、ファックスで全製品の資料請求が可能。

新製品情報ウェブサイトでも全製品を掲載

www://shinseihinjoho.jp/

購読(無料)ご希望の方は右の申込書の各項目にご記入の上、下記までFAXでお申し込みください。

FAX.03-5847-2140 日刊工業新聞社 新製品情報部 TEL.03-5644-7291

FAX申込書(コピーしてお使いください)
氏名 [姓] [名] 氏名フリガナ
社名フリガナ
会社名
郵便番号 〒
会社住所
部署名 役職名 年齢
TEL 内線 FAX
E-mail(必須) ※会員登録にはメールアドレスが必須となります
該当する番号に○印をつけてください。
資本金
1. 資本金なし 2. 1,000万円未満 3. 1,000万円以上 4. 2,500万円以上 5. 5,000万円以上
6. 1億円以上 7. 10億円以上 8. 50億円以上 9. 100億円以上
従業員
1. 50人未満 2. 50人以上 3. 100人以上 4. 300人以上 5. 500人以上 6. 1,000人以上
7. 3,000人以上 8. 5,000人以上 9. 10,000人以上
上場
1. 一部上場 2. 二部上場 3.非上場 4. その他
本人の職種
1. 経営全般 2. 研究・開発 3. 設計 4. 技術 5. 生産管理 6. 企画・調査 7. 購買・資材 8. 宣伝・広報
9. コンピュータ関係 10. 製造 11. 営業 12. 総務・施設管理 13. 工事管理 20. その他
本人の役職
1. 経営者・役員 2. 工場長・部長 3. 課長 4. 係長・主任 5. 専門職・スタッフ 6. 社員 10. その他
企業の業種
05. 鉱業 25. 窯業・セラミック製品製造業 40. 運輸・通信業
09. 建設業 26. 鉄鋼業 49. 卸売・小売業
12. 食品製造業 27. 非鉄金属製造業 50. 商社
14. 繊維製造業 28. 金属製品製造業 61. 金融・保険業
16. 木材・木製品製造業 29. 一般機械器具製造業 62. サービスマネジメント業
17. 家具・装具製造業 30. 電気機械器具製造業 69. サービスマネジメント業
18. パルプ・紙加工品製造業 31. 輸送用機械器具製造業 84. 情報サービス・ソフト業
19. 出版・印刷・関連産業 32. 精密機械器具製造業 86. 設計・デザイン業
20. 化学工業・薬品工業 33. 武器製造業 97. 官公庁・学校・コンサルタント
21. 石油・石炭製品製造業 34. その他の製造業 99. その他
22. プラスチック製品製造業 36. 電気・ガス業
23. ゴム・皮革製品製造業 38. 熱供給・水道業
◎記本は「資料請求カード」をお出しいただく熱心な読者を優先します。 ◎「新製品情報」の記本は国内に限ります。
◎事業所への記本を原則とします。個人宅での登録はできません。